

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四〇二
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四〇二
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四〇二
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四〇三
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 四〇三
 - 計量器の定期検査を実施する件 四〇四
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四〇五
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四〇五
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 四〇六
 - 福島県企業局 四〇六
 - 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 四〇六
 - 福島県選挙管理委員会 四〇六
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四〇九

告 示

福島県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀 雅雄

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-----------------|-----------|
| クスリのアオキ東年貢薬局 | 会津若松市東年貢一―一―二二 | 令和四年八月一日 |
| 片倉内科・歯科室 | 白河市立石二〇―一六 | 同日 |
| 印南歯科医院 | 須賀川市塚田一四六 | 令和四年七月一日 |
| かずみ薬局 | 二本松市成田町一―八―七―一一 | 同日 |

（社会福祉課）

福島県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀 雅雄

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|----------------|-----------|
| 印南歯科医院 | 須賀川市塚田一四六 | 令和四年六月三〇日 |
| 浜通り訪問看護ステーション | 南相馬市原町区菅浜字巢掛場五 | 同年七月三十一日 |

（社会福祉課）

福島県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

| | |
|----------------|---|
| 事業所の名称 | 誠励会グループホーム芝桜 |
| 事業所の所在地 | 石川郡平田村大字上蓬田字清水内一五 |
| 事業者の名称 | 医療法人誠励会 |
| 事業者の主たる事務所の所在地 | 石川郡平田村大字上蓬田字清水内四 |
| 指定年月日 | 令和四年八月一九日 |
| サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護 生活介護 介護予防 防認知症 対応型共同生活介護 |

(社会福祉課)

福島県告示第六百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|--------|-----|-----------------------|
| 事業所の名称 | 変更前 | 会津若松市居合町七―二三 |
| | 変更後 | 会津若松市町北町大字藤室字横道一六二―一五 |
| 事業者の名称 | 変更前 | 合同会社 Welfare |
| | 変更後 | 会津若松市町北町大字藤室字横道一六二―一五 |

| | | | | |
|-----------|--------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| 介護ショップ暖らん | 会津若松市滝沢町一―一六 | 会津若松市町北町大字藤室字横道一六二―一五 | 合同会社 Welfare Arevo | 会津若松市町北町大字藤室字横道一六二―一五 |
|-----------|--------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|

(社会福祉課)

福島県告示第六百一十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年九月九日から同年十月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ福島南矢野目店 福島県福島市南矢野目字中江一二番五ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物に係る事項
 - (一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 - (二) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。
 - (三) 事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、市の許可業者に委託すること。
 - 2 ごみ減量に係る事項
 - (一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。
 - (二) 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。
 - 3 周辺地域の生活環境の保持に係る事項
 - (一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるため、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業があ

- る場合には事前に周辺住民に説明を行い、理解を得ること。
 - (二) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう注意喚起に努めること。
 - (三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種の選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意すること。
 - (四) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すよう配慮すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年九月九日から同年十月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ツルハドラッグ福島飯坂店 福島県福島市飯坂町平野字上前田六番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 1 廃棄物に係る事項
 - (一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 - (二) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。
 - (三) 事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、市の許可業者に委託すること。
- 2 ごみ減量に係る事項
 - (一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。
 - (二) 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。
- 3 周辺地域の生活環境の保持に係る事項
 - (一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるため、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業がある場合には事前に周辺住民に説明を行い、理解を得ること。
 - (二) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよ

- う注意喚起に努めること。
 - (三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種の選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意すること。
 - (四) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すよう配慮すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年九月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
|-------------------|---|--|----------|
| 白河市(表郷、大信及び東を除く。) | 非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり | 一〇月一日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで | 白河市役所 |
| | | 一〇月二日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで | 同 |
| | | 一〇月三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで | 同 |
| 右に掲げる市 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 一〇月一四日から一〇月二一日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) | 福島県計量検定所 |

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

| | | |
|-------------------|----------------|---------------------------------|
| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 |
| 白河市（表郷、大信及び東を除く。） | 非自動ばかり、分銅及びおもり | 十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |

午前九時から
午前十一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

（計量検定所）

福島県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 解除予定保安林の所在場所
双葉郡大熊町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所
双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 所在の不明な者の氏名
阿部金次郎 児玉隆明 佐々木兵治 宍戸松治郎 宍戸留吉 宍戸喜六
 - 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第五百八号）によること。
- （森林保全課）

公 告

公告 218号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年9月9日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所
ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）
イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）
ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）
エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）
オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年10月7日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月7日（金）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年9月9日（金）から同年10月7日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月19日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用

紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年9月16日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年10月20日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月19日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 20 October 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 19 October 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

（商工総務課）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月9日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第229条本文中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改め、同条第4号中「地方公営企業法第34条において準用する」を削り、「第243条の2第1項」を「第234条の2第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（企業総務課）

